

保存 気象警報発令時・地震発生時の登下校について

- 1 橋本市に「レベル3大雨警報」、「レベル3氾濫警報」、「レベル3土砂災害警報」、「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」以上のいずれかの警報が発令されている場合
 1. 上記の警報が午前6時00分の時点で発令されている場合は、臨時休業とし、児童は家庭学習とする。（午前6時以降に警報が解除されても臨時休業とする。）
 2. 上記の警報が午前8時30分（始業）までに発令された場合は、臨時休業とし、児童は家庭学習とする。既に登校している児童は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。
 3. 上記の警報が午前8時30分以降に発令された場合は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。今後の天気の見通しを確認し、給食についても児童の安全を優先し判断する。
 4. 翌日に上記の警報発令が予想される場合は、前日に臨時休業を決定することがある。臨時休業の場合は、児童は家庭学習とする。
- 2 橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合

児童が登校するまでに橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、発生した当日は臨時休業とする。被害状況及び学校・地域の安全を確認し、児童の登校については **tetoru** 等で連絡する。
- 3 その他
 1. 前日に給食中止が決定している場合⇒午前6時00分現在、警報が発令されていない場合及び、午前8時30分までに警報が発令されていない場合は、「弁当」を持って登校する。
 2. 児童が在校中に上記の警報が発令された場合や震度5弱以上の地震が発生した場合、校区の状況を把握するとともに、関係機関と連絡・協議し、保護者による引き取りを行う。
 3. 警報発令の情報は、テレビのデータ放送、気象庁HP、和歌山地方気象台、防災わかやまメール配信サービス等で確認してください。

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

図1：新たな防災気象情報の情報体系とその名称

橋本市教育委員会では、気象警報発令時等に、お子様の生命を守り、安全・安心を確保するために、令和7年度から橋本市立小・中学校として統一した基準を設けました。